

被害認定調査・罹災証明書交付に 係る補足資料

被害認定調査・罹災証明書交付に係る取組の概要

4/14・16 熊本地震発生

内閣府の主な取組

- 4/15 参事官通知 「平成28年熊本地震における被災者支援の適切な実施について」
 - ・被害認定調査、罹災証明交付等の適切な実施
- 4/20、21 説明会開催 住家被害認定調査等に関する説明会（熊本県・大分県）
 - ・被害認定調査・罹災証明書交付の概要・進め方
- 4/26 事務連絡 「平成28年熊本地震に係る被害認定調査・罹災証明書交付の迅速化について」
 - ・甚大な被害が生じた市町村に対する人的・技術的支援、罹災証明書交付の迅速化のための工夫
- 5/20 事務連絡 「平成28年熊本地震に係る被害認定調査・罹災証明書交付等に係る留意事項について」
 - ・地盤沈下や斜面崩壊に伴う住家被害の調査、判定方法
- 5/30 事務連絡 「罹災証明書に関する被害認定の第2次調査の周知等留意事項について」
 - ・第2次調査の被災者への周知、地盤被害を受けた住宅に対する支援措置
- 6/6 事務連絡 「被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について」
 - ・被害認定基準の運用、判定結果の取扱い

県・市町村の主な取組（熊本県）

- 4/15～5/16 罹災証明書申請受付開始（多くの市町村は4月中に受付開始）
- 4/15～5/24 罹災証明書交付開始（発災から概ね1ヶ月以内に交付開始）
- 4/25～ 県による「被災者生活再建支援システム」説明会

被害認定調査・罹災証明書交付の進捗状況(熊本県)

申請件数	交付件数※1	H28.8.30現在			
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
175,260	180,120	12,511	11,965	41,729	113,915

※1 交付件数が申請件数を超えているのは集合住宅の管理者が一括して申請をしたものについて、交付は各住戸で計上しているもの等があるため。

5月末時点※2

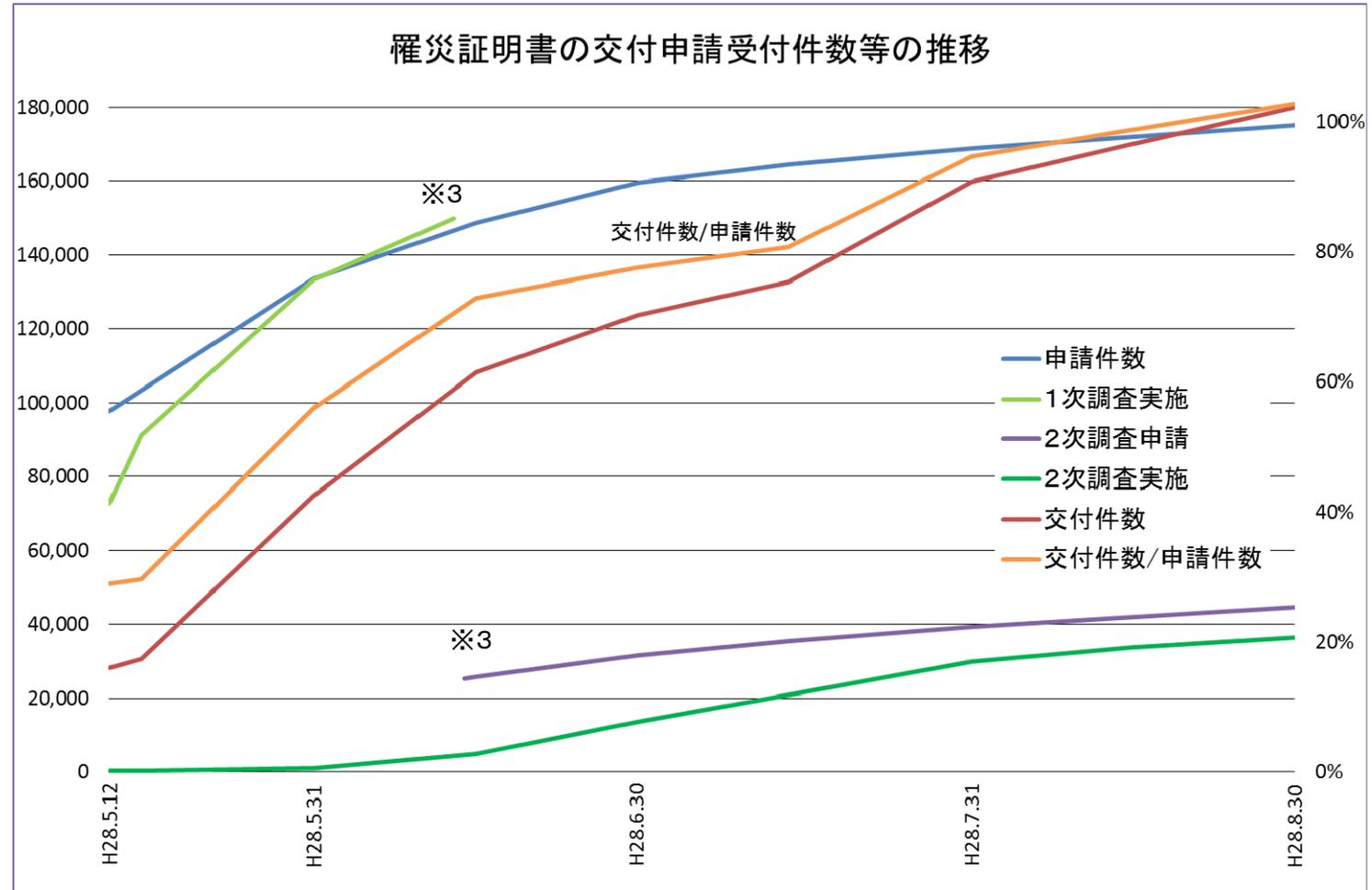
申請件数
133,596
交付件数
74,903

6月末時点

申請件数
159,581
交付件数
123,737

7月末時点

申請件数
168,826
交付件数
159,784



※2 1次調査が迅速に行われた結果、5月半ばまでに申請を受け付けたものについて、5月末までに概ね調査終了の報告を被災者に周知し、窓口に来てもらえば交付可能な状況となった。

※3 県全体で1次調査が概ね完了したため、データ集計を終了し、2次調査の申請数の把握を開始した。

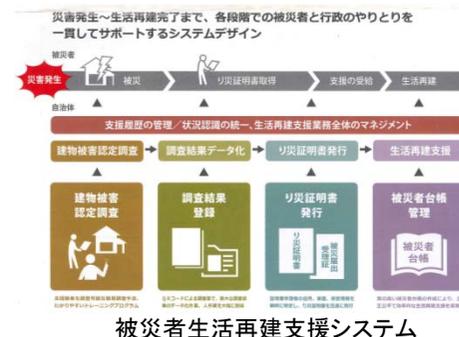
ITシステムの活用(熊本県)

熊本県では、被災経験のある自治体等のアドバイスを受け、発災後に被災者生活再建支援システムの活用を支援し、17自治体が本システムを活用。また、1自治体は地方公共団体情報システム機構が提供する被災者支援システムを、さらに1自治体は民間事業者による独自システムを導入した。

○17自治体

被災者生活再建支援システム

特徴: 調査票記入時にパターンチャート(被害状況のイメージ図)を活用し、調査基準の視覚化による迅速化
地図付き調査票をOCRで読み取り、被災者台帳管理機能による一元的な被災者支援



○1自治体

被災者支援システム

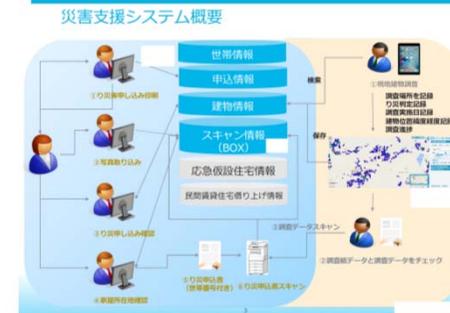
特徴: 調査票入力後、GISと連携、被災状況分析をはじめ避難行動要支援者関連システムとの連携も可能
全ての地方公共団体が無償で利用可能



○1自治体

独自システム

特徴: タブレットを活用し、GPS機能により位置情報(被災家屋)を確認
写真や調査票をクラウドで管理し、現場調査員に対して、遠隔地からリアルタイムで助言



※上記のほか、庁内で独自に作成したデータベース(Excel・Access)を活用した自治体もある。

独自システム

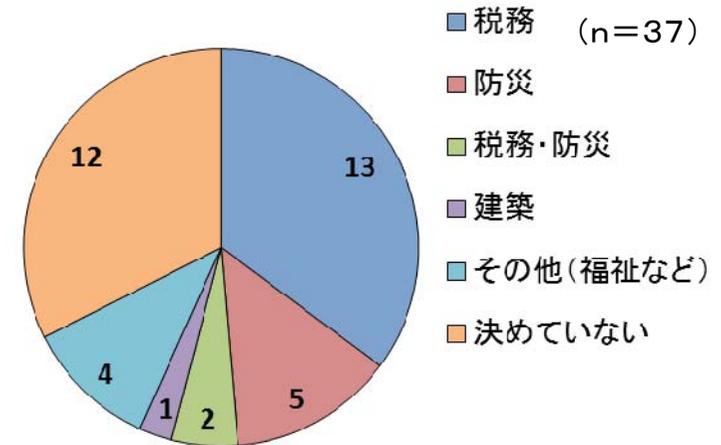
住家の被害認定・罹災証明書交付に関する実態調査(熊本県内市町村)

実態調査の概要

平成28年9月に熊本県内市町村(45団体)に対し、熊本地震における住家被害認定・罹災証明書交付の実態に関するアンケート調査を実施し、37団体から回答を得た。

【質問1】住家被害認定調査の体制・資機材の準備について

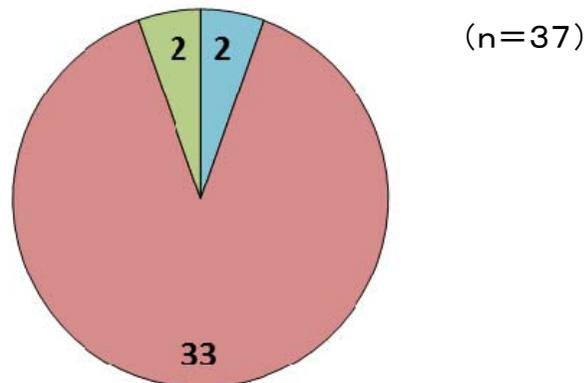
(1) 発災前に住家被害認定の担当部署を決定していたのは25団体(68%)、うち15団体は税務担当が関わっている。



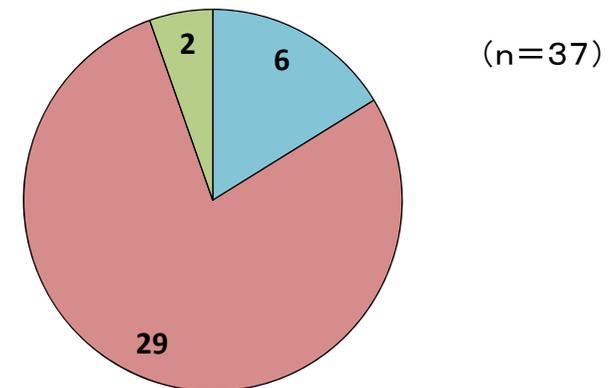
(2) 発災前に住家被害認定の担当部署を決定していた25団体のうち、22団体は事前に決定した担当部署が調査を担当。

(3) 調査員の事前研修を実施していた団体は2団体。

(4) 資機材の事前準備を行っていたのは6団体。



■ 研修を行っていた ■ 研修を行ってなかった ■ 無回答



■ 準備を行っていた ■ 準備を行ってなかった ■ 無回答

住家の被害認定・罹災証明書交付に関する実態調査(熊本県内市町村)

【質問2】住家被害認定調査の進め方について

(自由記述の抜粋)

注:()は回答した市町村数

- (1)住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるため、調査計画を立てる前に、他の地方公共団体に相談しましたか。
- 県外からの応援職員の経験者に相談した(6) 県の研修を受けて、県に相談した(5)
- 近隣市町村に相談した(5) 新潟県小千谷・兵庫県淡路市の支援職員に相談した(2)
- 相談していない(20)

(2)被害認定調査において、現地調査の決め方や実施方法で考慮した点について

- 関係課等の被害状況を基に被害の大きな地区を優先して調査した(2)
- 当初は申込みによる調査によらず、地元区長等からの情報により被害の大きかった地域を先行して調査実施。市内全域がある程度終了した時点で地区ごとに順次実施。
- 道路の倒壊の恐れがある家屋や罹災証明申請で全壊申請があるものを優先して調査した
- 事前調査を行い、被害程度が重そうな地区は全棟調査を優先して実施した
- 原則申請順としたが、解体予定の家屋を優先的に実施した
- ◆前震後、地元区長からの報告に基づき、被災家屋をピンポイントで調査したが、地域全体を調査する際に、調査済家屋データの更新や把握が煩雑になった。
- ◆調査機材が不足、下げ振りを自作したが、被災者から精度に対し疑問を持たれたため、不足分を購入。備品購入の斡旋があれば良かった。

【質問3】悪天候時の対策について

(同上)

(1)悪天候時(雨天時)に調査を中止したことがあるか。また、中止した理由は何か。

- ◎中止したことがある(18)
- 豪雨により中止。調査員の安全確保のため(11) 雨により外壁・基礎の損傷判定が困難なため(4)
- 雨により調査票への記入(作図)が困難なため(3)

(2)悪天候時(雨天時)の調査方法の工夫や苦慮した点について

- 調査票を大きなビニール袋で覆った(9) 防水対応のデジカメを用意した(2)
- 調査票をA4サイズ(縮小)とした 強風時に「下げ振り」の測定が厳正にできるよう風除けを施した

住家の被害認定・罹災証明書交付に関する実態調査(熊本県内市町村)

【質問4】住家被害認定調査及び罹災証明交付事務のシステム運用について

(同上)

◎システムで実施した結果、良かった点、悪かった点について

- 罹災証明発行業務に係る時間や手間が少なくなり、窓口配置している職員の負担軽減になった(3)
- あらかじめパッケージになっており基本的部分でやるべきことの抜けがなかった(2)
- 判定基準を統一することができ、効率よく調査ができた(2)
- 被災者台帳作成が容易(共有できた)であった(2)
- 県サポートセンターに確認しながら実施できた
- データ管理・分析で便利だった
- 無ければ困った
- オーダーに対してすぐさま対応がなされ、伝えた以上の仕組みを提供頂けた(独自システム)
- 独自で作成したため、必要に応じたシステム改修が容易であった(独自データベース)
- ◆庁内の既存システムと連携していないため、入力作業や確認作業の事務量が膨大になった
- ◆導入時期が遅かったため、既に内閣府様式で調査済みの家屋も、再度統一様式での調査が必要となった
- ◆現地で急遽追加調査をする際、街区設定や4ヶタ以上の地番検索に不具合があり、時間を要した
- ◆インターネット回線が不安定な状況があり、罹災証明の発行ができない状況があった
- ◆集計機能がなく、別途集計作業が必要であった。
- ◆2次調査を登録すると1次調査結果が消える(上書きされる)ため、履歴が欲しかった

【質問5】住家被害認定に係る他の地方公共団体・民間団体からの支援について

(同上)

(1) 応援職員の研修はどのように実施したか、又調査員による判定結果のバラツキを防ぐため、どのような工夫をしましたか

- 班長ミーティングにより困難案件の判定結果の共有を図った(5)
- 判定内容を最終的にチェックする職員を別途配置し統一した(4)
- 座学に加え、半日調査に同行してもらった
- 実際の調査を撮影して研修し、ベテラン調査員との同行により調査方法の習得を図った
- 独自のマニュアル化を行い周知した
- 細かい地区単位でデータ管理できるシステムを構築した
- 下げ振り、コンベックスの当て方、写真の撮り方などの実務研修を実施した
- 研修の講師として不動産鑑定士の応援を受けた

住家の被害認定・罹災証明書交付に関する実態調査(熊本県内市町村)

(2)民間団体の人的支援・技術的支援を受けた際、良かった点や悪かった点について

- 建築士の資格(知識)があり、住民の理解が得られやすかった(6)
- 建築に関するアドバイスを受けられた
- 調査がスムーズにできた
- 職員より集計が迅速であった
- ◆ 調査員が毎回入れ替わったため、指導に時間を費やした
- ◆ 委託金額の調整が難しかった

【質問6】住家被害認定や罹災証明書の交付を迅速に行うため工夫した点について

(同上)

- 一部損壊について写真による即日交付とした(5)
- できるだけ地域別に回り、効率的に調査を実施した(2)
- 事前に交付通知を郵送し、交付窓口の混雑を軽減。証明書を窓口交付ではなく、郵送した(2)
- 住家のみ「罹災証明書」を発行し、非住家や家財等について「被災証明書」として区分したため、支援金支給等のミスを防ぐことができた
- 証明書交付のブースを倍増した
- 証明書交付の待ち時間短縮のため整理券配布と2次調査の依頼・発行に予約制を導入した
- 1次調査は全世帯のローラーで実施したことにより結果的に早期に調査が終了した
- 独自のシステムを早急に構築した
- スピードアップを図るため、簡略化した調査票を導入し、調査後その場で調査結果見込みを伝えた

【質問7】住家被害認定や罹災証明書の交付事務において苦慮した点・反省点について

(同上)

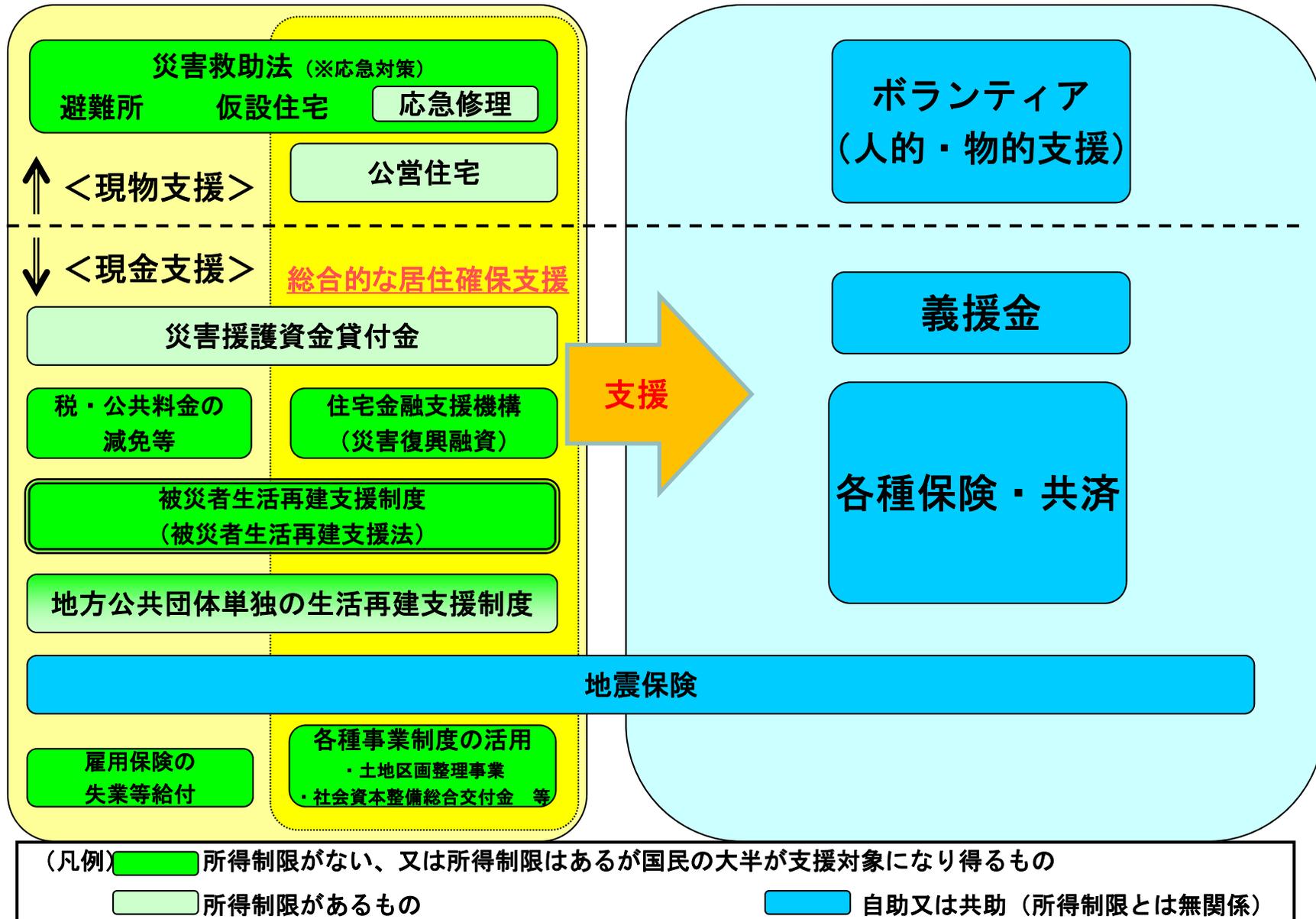
- ◆ 応急危険度判定と勘違いされる世帯が多かった(地震保険判定含む)(3)
- ◆ 証明書交付後に、新聞報道の影響もあり再調査が多く対応に苦慮した(2)
- ◆ 家屋台帳と住民基本台帳上の住所が異なる居住実態が多々あり、居住者マッチングに時間を要した
- ◆ 申請、入力の時点からパソコンやタブレットを利用し、手入力を極力減らせればミスも減り、職員の負担軽減に繋がる
- ◆ 窓口職員で実務経験がない者もおおり、調査内容を求められた際、被災者にうまく説明できない場面があった
- ◆ 一般職員が図面を充分描けるようになるためには時間を要する
- ◆ 被害調査と罹災証明交付事務の部署が別れているため、情報共有や意志決定に時間を要した
- ◆ 庁舎が被災して調査本部と交付事務窓口が離れており判定の説明などに時間を要した
- ◆ 他の市町村との連絡会議等意見交換を行う場が必要であった
- ◆ 申請窓口が限られたため、特にインターネット環境の無い高齢者へ不便であった

(参考資料)

自助・共助・公助についての内閣府の基本的な考え方

公 助

自助・共助=[基本]



自助の備え(保険・共済の促進)

地震保険制度の概要

1. 制度の趣旨

政府が再保険を通じて関与することにより、国民に対し低廉な保険料で安定的に地震保険を提供

2. 補償対象

居住用建物と生活用動産(家財)が対象

3. 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償

4. 契約方法、契約金額

火災保険とセットで契約

地震保険の契約金額は、火災保険の30～50%の範囲内。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限

5. 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造及び所在地により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある。(最大50%割引)

【年間保険料(熊本県:木造建物)】 熊本県は1等地

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	10,600円
家財	500万円	5,300円
合計	1,500万円	15,900円

* 保険料率は平成29年1月から、全国平均で5.1%の引上げが実施されるとともに、等区分も見直しされる予定。

6. 保険金の支払基準

損害の程度	一部損	半損	全損
保険金額に対する支払割合	5%	50%	100%

* 平成29年1月以降は、4区分に細分化(半損50%⇒小半損30%・大半損60%)

地震保険の世帯加入率

	1994年度	2014年度
熊本県	5.8%	28.5%
九州(熊本除く)	4.3%	22.3%
全国	9.0%	28.8%

* 九州(熊本除く)の火災保険付帯率と世帯加入率は、各県数値を単純平均したもの
* 損害保険料率算出機構資料を基に作成

地震保険金の支払件数金額 (建物・家財の合計)

平成28年熊本地震
(H28.8.31時点)

	支払件数 (万件)	支払保険金 (億円)
熊本県	20.3	3,366
その他	2.9	207
合計	23.3	3,573

東日本大震災(参考)
(H24.5.31時点)

	支払件数 (万件)	支払保険金 (億円)
	78.4	12,346

* 日本損害保険協会HPを基に作成

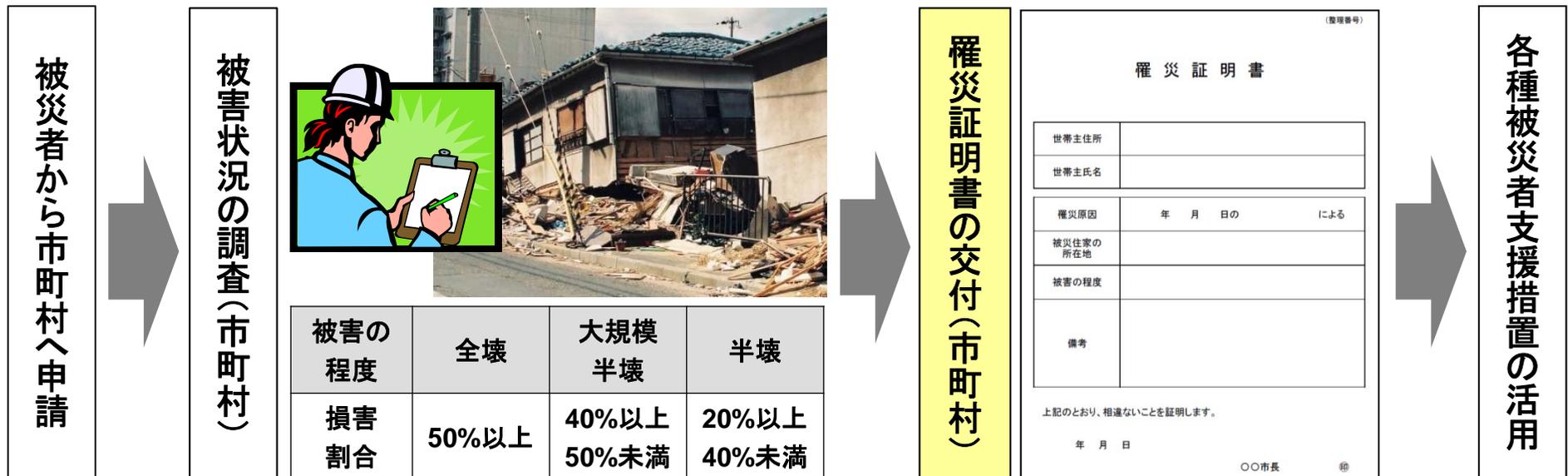
罹災証明書について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
 - 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
 - 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
 - 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

<被災から支援措置の活用までの流れ>



被害認定基準について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

■ 災害の被害認定基準(平成13年内閣府政策統括官(防災担当)通知)

- ・災害時の被害状況の報告のため通達等で定めていた判断基準(「住家全壊」「住家半壊」等)について、各省庁に差異があつたことから、昭和43年に統一(平成13年改定)

被害の程度	住家全壊	住家半壊	
		大規模半壊※	その他
損害基準判定(住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

※「大規模半壊」の認定基準は、平成16年に改正された被災者生活再建支援法の施行通知による。

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、平成25年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定



応急危険度判定等との関係

●地震被害を受けた住宅に係る各種調査

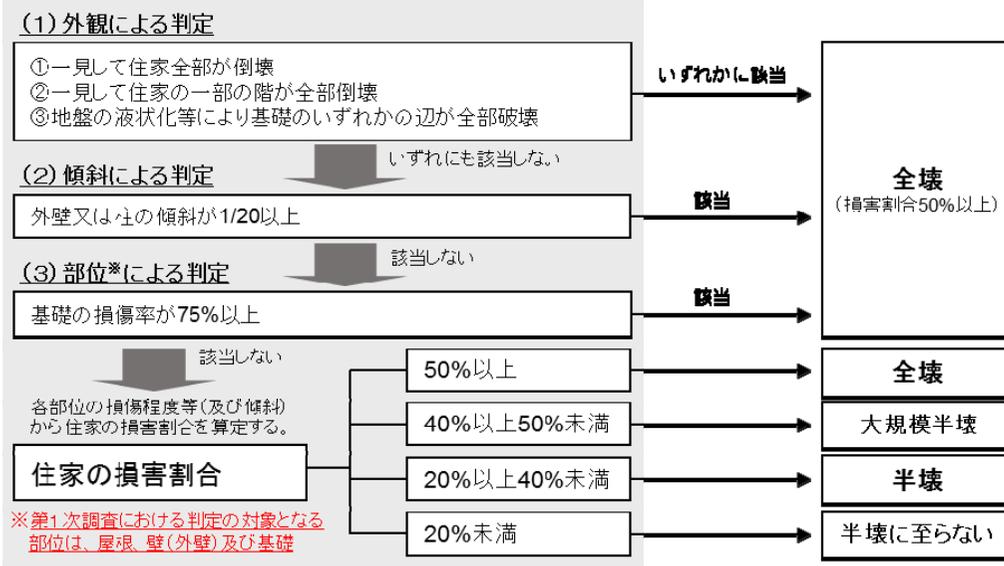
	住家被害認定	応急危険度判定	地震保険の損害調査
実施目的	罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	支払保険金の算定
実施主体	市町村	市町村(都道府県・応急危険度判定協議会※が支援)	損害保険会社
判定調査員	主に行政職員(罹災証明書交付は行政職員のみ)	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)	損害保険登録鑑定人等
判定の視点	住家の損害割合(経済的被害の割合) ※床、天井、建具、設備等を含む	当面の使用の可否	主要構造部の損害割合
判定結果	全壊・大規模半壊・半壊等	危険・要注意・調査済	全損・半損・一部損
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	—

※全国被災建築物応急危険度判定協議会

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

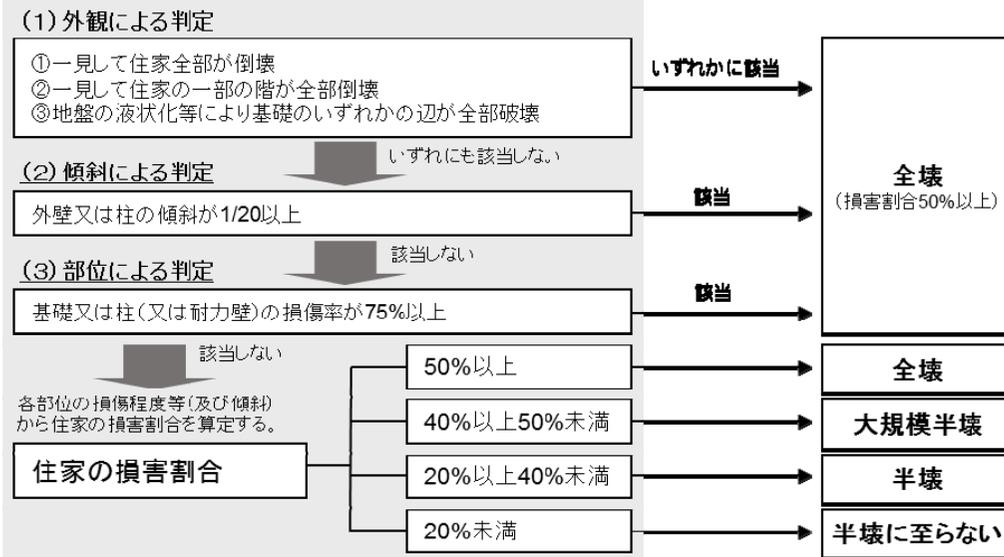
住家の被害認定調査による判定フロー【地震による被害(木造・プレハブ)】

【第1次調査】＜外観目視調査＞



被災者から申請があった場合

【第2次調査】＜外観目視調査+内部立入調査＞



● 外観による判定

一見して住家全部が倒壊している

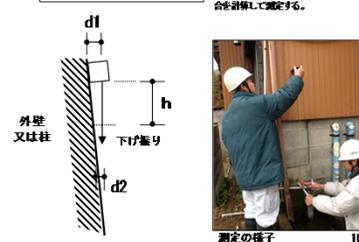


● 傾斜による判定

● 測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>



上から見た図

測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	18	23	28	19	22

● 部位別構成比

	第1次調査		第2次調査	
	部位	割合	部位	割合
木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%
	柱(又は耐力壁)	15%	柱(又は耐力壁)	15%
	床(階段を含む)	10%	床(階段を含む)	10%
	外壁(外壁)	75%	外壁	10%
	内壁	15%	内壁	15%
非木造	天井	5%	天井	5%
	建具	10%	建具	10%
	設備	10%	設備	10%
	基礎	10%	基礎	10%
	<柱の損傷により判定>		<柱(又は耐力壁)>	
	柱	60%	柱(又は耐力壁)	50%
	雑壁・仕上等	25%	床・梁	10%
	設備等(外部階段を含む)	15%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
	<外壁の損傷により判定>		<内部仕上・天井>	
	外壁	85%	内部仕上・天井	10%
設備等(外部階段を含む)	15%	建具	5%	
		設備等(外部階段を含む)	15%	

住家の被害認定調査による判定フロー【地盤の液状化等による損傷】

地盤の液状化や斜面崩壊等により、住家の不同沈下や潜り込みが発生した際の判定方法

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用する。傾斜が1/100未満である場合は、傾斜による判定は行わない。

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

住家の床上1mまで地盤面下に潜り込んでいる

不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満

住家の床まで地盤面下に潜り込んでいる

不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまで地盤面下に潜り込んでいる

上記のいずれにも該当しない

いずれかに該当

いずれかに該当

いずれかに該当

いずれかに該当

該当

全壊
(損害割合50%以上)

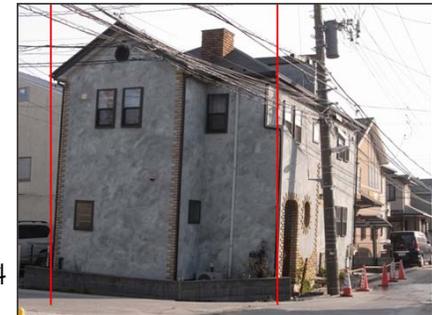
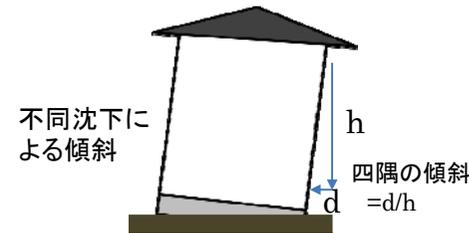
大規模半壊
(損害割合40%以上50%未満)

半壊
(損害割合20%以上40%未満)

半壊に至らない

●測定方法

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。



不同沈下による基礎・床も含めた傾斜が見られる。

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。



基礎の天端下25cmまで潜り込んでいる。

平成28年5月20日付 事務連絡

「平成28年熊本地震における被害認定調査・罹災証明書交付等に係る留意事項について」(抜粋)

この調査・判定方法は、主として地盤の液状化が生じた際に適用することを念頭に置いたものですが、今般の住家被害の実態を踏まえれば、地盤の沈下や斜面の崩壊等の地盤被害に伴い、住家の不同沈下(建物の基礎が場所によって異なった沈下をし、建物に傾斜が発生する状態)や地盤面下への潜り込み(地震等により地盤が軟らかくなり基礎等が地盤面下に沈み込む状態)が発生した場合にも、地方公共団体の判断により適用することが可能であり、必ずしも外観には大きな被害が見られなくても大規模半壊や全壊等として判定できる場合があります。

研修実施状況

平成27年度時点で30都府県が市町村向けの説明会を開催。都道府県からの依頼に応じ、内閣府の担当職員を講師として派遣。

■平成26年度 29都府県(62%)で開催

岩手県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都
新潟県 岐阜県 静岡県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府
兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 山口県 徳島県
高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

■平成27年度 30都府県(64%)で開催

岩手県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県
富山県 長野県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 山口県
徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 長崎県 熊本県
大分県 沖縄県

(注) 他県と合同で開催したものを含む



災害に係る住家の被害認定基準運用指針
(損傷程度の例示)



研修の様子

被害認定調査に係る資格制度の例

■兵庫県家屋被害認定士制度(兵庫県)

今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を平成18年1月に創設し、同年2月から認定士の養成研修を実施。

1 制度概要

(1) 家屋被害認定士の役割

- ・ 災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事
- ・ 被害調査に関する調査方法、判定方法等の被災者等への説明
- ・ 調査員となる他の職員等に対する必要な研修・訓練等の実施

(2) 家屋被害認定士の養成対象者

- ・ 市町職員、県職員、関係団体会員等

(3) 研修内容

- ・ 被害調査、被害認定と災害救助法及び被災者生活再建支援法
- ・ 被害認定基準と運用指針
- ・ 被害調査及び被害認定の業務フロー
- ・ 地震被害時及び浸水被害時における被害調査の方法と実習
- ・ 市町における調査員の受け入れ準備

(4) 被害調査に係る市町への支援

2 養成人数 1,339人(うち市町職員 1,174人、その他(県職員・民間・関係団体 165人)(平成27年12月)

罹災証明書発行機能等を有するシステム導入に対する支援

経済対策における緊急防災・減災事業債の対象の拡充について

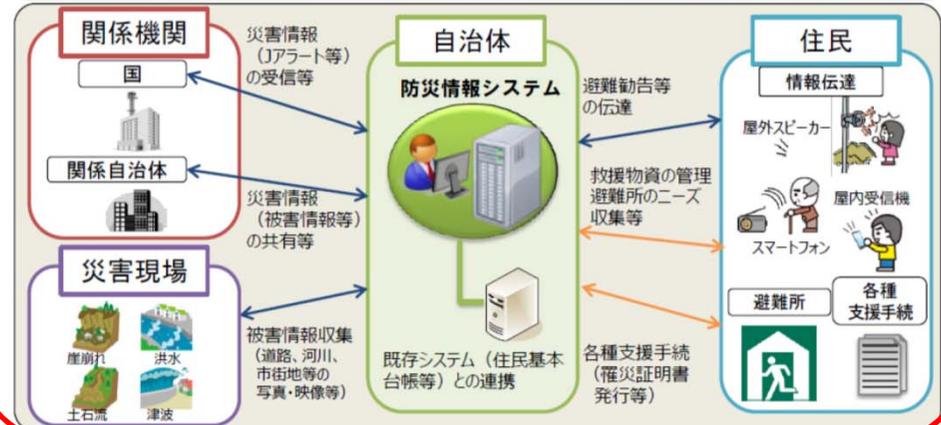
「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、「緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充し、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化する」とされていること及び熊本地震の被害状況を踏まえ、緊急防災・減災事業債の対象事業を以下のとおり拡充することを検討。

① 指定避難所における**空調整備**を対象として追加

② 被害情報一元化・共有機能、救援物資管理機能、罹災証明書発行機能等を有する**防災情報システム**を対象として追加

③ 災害対策本部や消防本部等に設置する**災害時オペレーションシステム**(ヘリテレや地上設置カメラによる画像をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能などを有するシステム)を対象として追加

②防災情報システムの概要 (イメージ)



③災害時オペレーションシステムの概要 (イメージ)

